

## 「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の改正について

### ■改正の趣旨

○広域の通信制高等学校については、教育活動を行う範囲が広く、生徒への影響も大きくなること、学校施設についても広範囲の都道府県にわたり設置されるケースが多く、管理が難しくなることから、大阪府では、広域の通信制高等学校の設置に当たりましては、厳格に審査を行っているところです。

○「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」（以下「審査基準」という。）について、これまでの大阪府の考え方や指導の内容を明記することにより申請者にとってより分かりやすいものとするため改正を行います。

### ■改正等の内容

#### 1 面接指導又は試験を行う施設について

- ・審査基準の規定（第1の6（1））において、通信教育の用に供する施設は、実施校、協力校、指定技能教育施設と定めています。
- ・このため、通信制高等学校の面接指導又は試験を行う施設については、これまでも、実施校、協力校、指定技能教育施設としていたるところですが、これを明記します（審査基準第1の6（2））。

#### 2 広域の課程について

- ・大阪府では、新設の通信制高等学校については、開設時は狭域の通信制高等学校から開始し、少なくとも3年間は学校運営をした上で、適正な学校運営が行われていると認められる場合には、広域の通信制高等学校への変更を認めるものとしています。
- ・審査基準において、「新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない」と定め、これを明記します（審査基準第1の10）。
- ・また、大阪府ではこれまでも大阪府認可の既設の通信制高等学校について、学校運営が適正に行われていると認められる場合には、定員充足の状況、十分な教育内容、学校経営の安定性・継続性等を踏まえて、教育上支障がないことが確実と認められるときは、学校開設から3年を経過した後、広域の課程への変更を認めるものとしており、これを明記します（審査基準第5の2（1））。

### ■今後のスケジュール（予定）

審査基準の改正案について府民意見の募集（パブリックコメント）を実施した後、審査基準を改正、施行します。